

# 指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

令和6年4月1日

鹿児島県肝属郡肝付町新富 525 番地  
医療法人社団 春陽会  
在宅介護支援センター老春苑 居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 第 4677400097 号)

当事業所は利用者様に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービス.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	4
7. プライバシーの保護.....	4
8. 事故発生の対応.....	4
9. 緊急時の対応方法.....	5
10. 主治医の医師及び医療機関等との連絡方法.....	5
11. 虐待の防止.....	5
12. 業務継続計画(BCP)の策定等.....	5
13. 感染症の予防およびまん延の防止のための措置.....	6
15. 利用者自身によるサービス利用の選択と同意.....	6
14. 看取り期における支援について.....	6
15. 重要事項説明書付属文書.....	8
16. 料金について (別紙 1)	
17. 居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書(別紙 2)	

## 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 春陽会
- (2) 法人所在地 鹿児島県肝属郡肝付町新富 485 番地
- (3) 電話番号 0994-65-3633
- (4) 代表者氏名 理事長 上園 春仁
- (5) 設立年月 昭和63年3月10日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的

介護保険法の理念に基づき、要介護状態となった場合においても、その利用者様が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し支援を行うことを目的とします。

- (3) 事業所の名称 在宅介護支援センター老春苑 居宅介護支援事業所  
平成 12 年 3 月 10 日指定 鹿児島県 4677400097 号
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県肝属郡肝付町新富 525 番地
- (5) 電話番号 0994-65-3633
- (6) 事業所長(管理者)氏名 永濱 誠
- (7) 当事業所の運営方針

居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場にたって、利用者様に提供される介護サービス等が特定の介護サービス事業者に不当に偏ることのないように、公平中立に行います。

事業の運営に当たっては、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携を図ります。

- (8) 開設年月 平成 7 年 4 月 1 日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 : 肝付町 東串良町  
その他の地域 : その他訪問可能な地域

- (2) 営業日及び営業時間

営業日

月～土曜日 午前中8時30分から午後5時30分まで(時間外は電話にて対応)

(日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業 ※ただし電話対応は可)

※年末年始は日曜日の状況により変動があります。

#### 4. 職員の体制

当事業所では、利用者様に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	職務の内容
1. 管理者	1名	管理者に主任介護支援専門員を配置し、本事業所の介護支援専門員等、従業員の管理、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行う。指導命令等を行う
2. 介護支援専門員	2名以上	要介護者からの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう、種類、内容等の計画を作成するとともに市区町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。 ご利用者が医療系サービス利用を希望している場合、ご利用者の同意を得て、主治医等へ意見を求めることとし、意見を求めた医師等に対して、ケアプランを交付します。 各事業所等からモニタリング等の際に把握した状態等について、主治医や歯科医師、薬剤師等に必要な情報伝達を行います。

#### 5. 当事業所が提供するサービス

##### ①【居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ】

- (1) 利用者の申し込み
- (2) 居宅介護支援利用の契約
- (3) ご利用者様に関する課題調査及び分析
- (4) 居宅サービス計画の作成
- (5) 居宅サービス事業者との調整
- (6) 居宅サービスに関する相談
- (7) 居宅サービスの見直し
- (8) 要介護等の申請の援助

##### ②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者様及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者様の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ③居宅サービス計画の変更

利用者様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### ④介護保険施設への紹介

利用者様が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者様が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替

#### ①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### ②利用者様からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不相当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者様から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. プライバシーの保護

- 1) 当事業所は、サービスを提供する際は、知り得た利用者様及びそのご家族に関する情報を正当理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2) 当事業所は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- 3) 当事業所は、利用者様本人の求めに応じて、個人情報の開示を行います。  
ただし、やむを得ない事由により利用者様本人以外が求める場合はご本人の同意書をもって対応いたします。

## 8. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的または精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者より連絡があった場合は、下記のとおり、対応を致します。

- ① 事故発生 の報告  
事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。
- ② 処理経過及び再発防止策の報告  
①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故について検証を行い、再発防止に努めます。

## 9. 緊急時の対応方法

事業所はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い、指示に従います。

## 10. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせて頂きます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはおくすり手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるように、名刺を張り付ける等の対応をお願い致します。
- ② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

## 11. 虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともにその結果について 介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

## 12. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、居宅介護支援の提供を継続的に実施、および非常時の体制で早期の業務再開を図るため、ガイドラインに基づいて策定します。策定した業務遺族計画に沿って、ご家族、地域、行政と協力し、ご利用者の安全確保に努めます。委員会及びBCPのための研修を定期的を実施していきます。

### 13. 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催  
その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を  
定期的実施します。

### 14. 看取り期における支援について

看取り期において、利用者および家族の意向に沿い、「人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って、在宅の最後を支援いたします。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

### 15. 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するように求めることができること、利用者は居宅サービス計画の位置づけた指定居宅事業所等の選択理由を求められます。
  - ・特定の事業者に不当の偏った情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく、同一事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
  - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集や、やむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス等の原案の内容について、専門的な見地から意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
  - ・サービスの提供の開始に際し、前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成されたサービス計画のうちに訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具がそれぞれ位置づけられた割合と同一事業所によって提供された割合について別紙のとおりです。
- ②末期のがんと診断された場合等であって、日常生活上の障害が1か月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者またはその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせて頂き、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者の支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

令和 年 月 日

事業者

住所 鹿児島県肝属郡肝付町新富485  
名称 医療法人社団 春陽会

事業所

住所 鹿児島県肝属郡肝付町新富525  
名称 在宅介護支援センター老春苑 居宅介護支援事業所

説明者 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族等

(扶養義務者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者との関係( \_\_\_\_\_ )

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的または精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者より連絡があった場合は、下記のとおり、対応を致します。

① 事故発生時の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故について検証を行い、再発防止に努めます。

2. 緊急時の対応方法

事業所はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い、指示に従います。

○ 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[所在地] 肝属郡肝付町新富525

[電話番号] 0994-65-3633

[メールアドレス]shunyo-sien@po.synapse.ne.jp

[管理者] 永瀆 誠

○受付時間 毎週月曜日～土曜 8:30～17:30 夜間及び休業日は電話対応

(2) 行政機関その他苦情受付機関

肝付町役場 保健福祉課介護保険 係	〒893-1207 所在地 肝属郡肝付町新富98 電話番号 0994-65-2511 受付時間 8:30～17:00
鹿児島県国民健康保 険団体連合会	〒890-0064 所在地 鹿児島市鴨池新町7-4(県市町村自治会館内) 電話番号 099-206-1084 受付時間 9:00～17:00

### 3. 損害賠償について

事業者の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を斟酌(しんしゃく)して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。※斟酌(相手の気持ちをくみ取ること)

### 4. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者様から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ② 利用者様が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者様の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ① 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ② 利用者様から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下を参照)
- ③ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下を参照)

#### (1) 利用者様からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者様から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

